

回覧

平成 23 年 6 月 13 日

桜台自治会会員各位

桜台自治会
会長 内田 信宣

交通事故防止について

先週桜台四丁目交差点にて交通事故が発生しました。子供(四丁目住人)が乗っていた自転車と自動車(三丁目住人)が関係する事故で、子供は骨折する重傷でした。

最近、団地内を自転車で疾走する人、交差点で車のスピードを落とさない人、交差点で一旦停止(一旦停止の看板あり)をしない人、幼児が交差点を走って横断する等よく見かけます。一步間違えば重大事故(死亡事故)になることもあります。

団地内の交差点では、左右から歩行者や自転車が来るのは当然と思って自動車を運転しましょう。また、各戸の玄関(門扉)からもいつ子供(幼児)が飛び出してくるかも知れません。

重大事故を起こしますと、加害者も被害者の家族も、悲しいばかりでなく、毎日つらい思いをして過ごす事になります。自動車を運転される方は、被害者にも加害者にもならないよう十分に注意してハンドルを握りましょう。

特に下記事項を家庭内にて徹底願います。

記

1. 交差点では

- ・自転車は一旦停止、左右確認し横断
- ・歩行者、特に幼児の横断は保護者が注意

2. 車を運転される方は、団地内の交差点はすべて一旦停止する心構えで

以上